

令和5年度

第35回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和5年5月12日（金曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について
議案第6号	和歌山市農地利用最適化推進委員選任に関する規定の一部改正について
議案第7号	令和5年度最適化活動の点検・評価について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について

出席委員（13名）

1番 湯川 徳弘

2番 辻本 傑

3番 笠野 喜久雄

4番 山本 茂樹

5番 藤田 城司

6番 古川 祐典

7番 土橋 ひさ

8番 谷河 績

9番 吉中 雅三

10番 中村 弘

- 14番 岩橋 章
15番 丸山 勝
18番 吉川 松男

出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦
課長 前口 政明
副課長 藤田 誠一
班長 中居 一樹
企画員 西森 和子
事務主査 森元 美沙
事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆会長（谷河 績）

それでは、ただいまより、第35回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は在任委員17名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る4月28日、山本委員、中村委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われていますので、後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、廣井委員、曾根委員、坂東委員、岩橋章博委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、吉川委員、湯川委員にお願ひします。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆森元主査 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が10件ございました。

№1 60年前から道路として利用している。

№2 平成12年頃から駐車場として利用している。

№3 平成14年以前より住宅地の通路として利用している。

№4 昭和42年から宅地の一部として利用している。

№5 20年以上前から公衆用道路として利用している。

№6 20年以上前から公衆用道路として利用している。

№7 昭和56年より倉庫として利用している。

№8 昭和58年より宅地として利用している。

№9 平成14年頃から山林となっている。

№10 20年以上前から山林となっている。

これらは、非農地証明の交付条件（4）もしくは（5）の土地であり、（7）から（9）の条件を満たしていると思われまふ。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で9件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 3は市街化区域内の農地で贈与になります。

No. 4は新規耕作です。

No. 6は贈与になり、新規耕作です。

No. 8は小作権による耕作地の取得で、報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について No. 1と関連しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、小倉地区新庄、・・・から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む個人であり、現在使

用している資材置場では手狭になってきているため、当該申請地を露天資材置場と駐車場に転用申請するものです。

No. 2 申請地は、川永地区川辺、・・・から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、不許可の例外である既存施設の拡張に該当すると思われま

す。申請人は・・・及び・・・を目的とする法人で、業績も伸び、資材を置く場所が不足していることから自社の隣接にある当該申請地を露天資材置場として転用するため申請するものです。

No. 3 申請地は、西和佐地区栗栖、・・・から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は、・・・で住宅を建築中であるが、申請地東側農地所有者から住宅と農地の間に用悪水路を設置してほしいとの要望により、申請地を転用申請するものです。

No. 4 申請地は、西和佐地区岩橋、・・・から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を目的とする法人で申請人が所有している申請地近くの倉庫の容量が不足してきたため、新たに資材保管倉庫を設けるものです。

なお賃貸借権の設定で、開発許可申請中です。また、令和5年2月14日付で農用地区域を除外しております。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。また、No. 2については現地調査及び事情

聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉川委員さん報告願います。

◆18番（吉川 松男） 議案第3号No. 2についてご報告します。

4月28日金曜日に山本委員と中村委員と事務局と私で現地調査と事情聴取を行いました。

申請地は和歌山市川辺・・・と・・・、・・・の1,145㎡で、申請人は・・・を業としており現在業績も好調であることから、現在の本社施設においては資材の置場が手狭となっており資材置場を拡張して効率化を図りたいと思い、近隣において用地を探していたところ本社東隣の本件申請地の田が取得できることになり申請したそうです。

資材置場は1.5mのL型擁壁で囲み表面は碎石で締め固め仕上げで、排水は雨水のみとなり、自然地下浸透と左岸水利組合と隣地の同意もとっているそうです。

別に異論がないと思いますが皆様方の慎重な意見を願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が20件ございました。

賃借権が1件、使用貸借権が19件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 14については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 15からNo. 20については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が26,374平方メートル、畑が213平方メートル、合計面積が26,587平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が6件あり、面積は、田が9,113平方メートル、畑が213平方メートル、合計面積が9,326平方メートルです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和5年1月20日、名草地区・・・で（24件、87筆）を貴志推進委員とともに、

令和5年3月13日、岡崎地区・・・で（39件、95筆）を和田推進委員とともに、また、令和5年3月27日、山口地区・・・で（18件、70筆）を小栗推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書16件の提出がありました。面積は、田が6筆、1,481㎡、畑が33筆、9,492㎡です。

議案書番号1～16について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われる。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 和歌山市農地利用最適化推進委員選任に関する規定の一部改正について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

議案書に同封いたしました別紙をご覧ください。

本改正について、任期満了に伴う次期の和歌山市農地利用最適化推進委員候補者の募集に伴い、規程の別表の担当区域を変更す

るものです。

前回の総会でご説明させていただきましたとおり、推進委員の担当区域を人・農地プランの5区域に合わせ、農家世帯数及び耕地面積をもとに按分し、新たな区域割としています。

なお、推進委員の募集については、6月5日から7月21日までの約1か月半の間実施します。

すでに、農業委員会だよりに掲載していますが、6月には、市のホームページ及び市報わかやまにも掲載いたします。

また、募集案内は、農業委員の時と同様に、事務局及び各サービスセンターに設置します。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 令和4年度の最適化活動の点検・評価について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

議案書に同封いたしました別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は前年度の活動の点検・評価を6月末までに公表することとなっておりますが、それに先立ち、各委員の活動内容等について、農業委員会で確認し、意見をまとめることとなっております。資料に各地区の活動実績一覧をまとめたので、ご説明します。

まず、左から地区番号、地区名、農業委員名、推進委員名、委員数、各地区の農地面積を記載していますので、参考にご確認ください。

ださい。

活動実績についてご説明します。

活動実績にかかる評価は、大きく分けて、左から担い手への集積面積、遊休農地の解消面積、新規参入の促進面積とあり、それぞれの目標と実績を記載しています。

担い手への集積面積の新規増加分については、認定農業者等の担い手が令和4年度中に拡大した農地面積を各地区の農地面積で按分しています。

下段の合計欄をご覧ください。

目標15haに対して実績17.2haとなり、各地区とも目標値を達成しています。累計欄については、参考にご確認ください。次に遊休農地の解消面積についてご説明します。

令和4年度の農地パトロール等で解消した面積を地区ごとに集計し、実績として計上しています。各地区とも概ね目標を達成しています。

最後に新規参入の促進面積についてですが、各地区で、新規就農者に貸付けをした地主の所有する農地面積を集計し、実績として計上しています。

これらの活動成果に加え、月平均10日を目標とする活動日数等を加味し、意見をまとめますが、全体としては、活動日数は、目標まではいっていませんが、成果としては概ね目標を達成しています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

ないようでございますので、第35回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会